

令和2年9月高浜市議会定例会会議録（第4号）

日 時 令和2年9月25日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1 議案第55号 高浜市都市計画事業基金の設置及び管理に関する条例の制定について
議案第56号 高浜市空家等の適切な管理に関する条例の制定について
議案第57号 市道路線の認定について
議案第58号 令和元年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第59号 事業契約の変更について
議案第60号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第8回）
議案第61号 令和2年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）
議案第62号 令和2年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）
議案第63号 令和2年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）
議案第64号 令和2年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）
議案第65号 令和2年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
認定第1号 令和元年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和元年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和元年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和元年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和元年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和元年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 令和元年度高浜市水道事業会計決算認定について
認定第8号 令和元年度高浜市下水道事業会計決算認定について
陳情第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び
拡充を求める陳情
陳情第3号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市
町村独自の授業料助成制度を維持し、拡充を求める陳情

（日程追加）

- 日程第2 議案第66号 損害賠償額の決定について

（日程追加）

日程第3 議案第67号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第9回）

（日程追加）

日程第4 意見案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持
及び拡充を求める意見書

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	荒川 義孝	2番	神谷 直子
3番	杉浦 康憲	4番	神谷 利盛
5番	岡田 公作	6番	柴田 耕一
7番	長谷川 広昌	8番	黒川 美克
9番	柳沢 英希	10番	杉浦 辰夫
11番	北川 広人	12番	鈴木 勝彦
13番	今原 ゆかり	14番	小嶋 克文
15番	内藤 とし子	16番	倉田 利奈

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	吉岡 初浩
副 市 長	神谷 坂敏
教 育 長	都築 公人
企 画 部 長	深谷 直弘
総合政策グループリーダー	榊原 雅彦
総 務 部 長	内田 徹
行政グループリーダー	板倉 宏幸
行政グループ主幹	久世 直子
財務グループリーダー	竹内 正夫
財務グループ主幹	清水 健
市 民 部 長	磯村 和志
市民窓口グループリーダー	中川 幸紀
福 祉 部 長	加藤 一志
こども未来部長	木村 忠好
都 市 政 策 部 長	杉浦 義人

土木グループリーダー	杉 浦 睦 彦
都市計画グループリーダー	島 口 靖
監査委員事務局長	山 本 時 雄
代 表 監 査 委 員	伴 野 義 雄

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	大 岡 英 城
副 主 幹	神 谷 直 子
主 査	杉 浦 幸 宏

議事の経過

○議長（杉浦辰夫） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に、御協力のほど、お願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（杉浦辰夫） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。
初めに、9月16日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。
議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る9月16日に、委員全員出席の下、議会運営委員会を開催し、市長より、議案第66号 損害賠償額の決定について、議案第67号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第9回）、以上2議案が追加提出され、説明を受けた後、その取扱いについて検討した結果、本日日程を追加し、上程、説明、質疑、討論、採決を行うことに決定いたしました。また、意見案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の取扱いについて検討した結果、本日日程を追加し、上程、説明、質疑、討論、採決することに決定いたしました。
皆様方の御協力をお願い申し上げて、報告とさせていただきます。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、議案第66号及び議案第67号の2議案及び意見案第1号を追加し、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（杉浦辰夫） 日程第1 常任委員会及び決算特別委員会の付託案件を議題とし、付託案件について、各委員長の審査結果の報告を求めます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各委員長の報告書については、既に議員には御確認願っておりますので、本定例会における委員長報告は、審議結果のみの報告とさせていただきますので御了承ください。また、各委員会の会議録は、高浜市議会のホームページに後日掲載いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、総務建設委員長、長谷川広昌議員。

〔総務建設委員長 長谷川広昌 登壇〕

○総務建設委員長（長谷川広昌） おはようございます。

御指名をいただきましたので、総務建設委員会の御報告を申し上げます。

去る9月15日午前10時より、委員全員と市長をはじめ、関係職員出席の下、付託された議案8件について審査をいたしましたので、その結果について、御報告申し上げます。

議案第55号、議案第60号は、挙手多数により原案可決。議案第56号、議案第57号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第65号は、挙手全員により原案可決。以上が、総務建設委員会に付託された議案に対する審査の結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので御覧ください。

以上で、委員長報告とさせていただきます。

〔総務建設委員長 長谷川広昌 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、杉浦康憲議員。

〔福祉文教委員長 杉浦康憲 登壇〕

○福祉文教委員長（杉浦康憲） おはようございます。

それでは、御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の御報告をさせていただきます。

去る令和2年9月16日午前10時より、委員全員及び市長をはじめ、関係職員出席の下、開催されました福祉文教委員会において付託された議案3件、陳情2件について審査をいたしましたので、今回は、その結果についてのみ報告させていただきます。

議案第59号 事業契約の変更について、挙手全員により原案可決。議案第60号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第8回）、挙手全員により原案可決。議案第64号 令和2年度高浜市介

護保険特別会計補正予算（第2回）、挙手全員により原案可決。陳情第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情、挙手全員により採択。陳情第3号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成制度を維持し、拡充を求める陳情、挙手少数により不採択。以上が、福祉文教委員会に付託された議案に対する結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので御覧ください。

以上で、福祉文教委員会の報告を終わります。

〔福祉文教委員長 杉浦康憲 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、次に、決算特別委員長、神谷利盛議員。

〔決算特別委員長 神谷利盛 登壇〕

○決算特別委員長（神谷利盛） それでは、御指名をいただきましたので、決算特別委員会の報告をさせていただきます。

本会議において付託された案件は、議案第58号及び認定第1号から認定第8号までとなります。委員会は9月9日から11日までの3日間開催し、全委員及び市長をはじめ、関係職員が出席されました。

では、採決の結果を申し上げます。

議案第58号 令和元年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、挙手全員により原案可決。認定第1号 令和元年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について、挙手多数により原案認定。認定第2号 令和元年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、挙手全員により原案認定。認定第3号 令和元年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について、挙手全員により原案認定。認定第4号 令和元年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、挙手全員により原案認定。認定第5号 令和元年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、挙手全員により原案認定。認定第6号 令和元年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、挙手全員により原案認定。認定第7号 令和元年度高浜市水道事業会計決算認定について、挙手全員により原案認定。認定第8号 令和元年度高浜市下水道事業会計決算認定について、挙手全員により原案認定。以上が採決の結果であります。

なお、審査の詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、御参照をお願いします。

以上で報告を終わります。

〔決算特別委員長 神谷利盛 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） ただいまの決算特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

一般議案。

15番、内藤とし子議員。

〔15番 内藤とし子 登壇〕

○15番（内藤とし子） 御指名をいただきましたので、日本共産党を代表しまして、反対討論いたします。

議案第55号 高浜市都市計画事業基金の設置及び管理に関する条例の制定について。

本案は、目的税である都市計画税について、剰余金が出た場合、それを基金に積み立て、その用途を限定して、翌年度以降の事業の財源に充当するというもので、一般的に否定するものではありません。独自の基金を持たずに財政調整基金に繰り入れている自治体もあります。事業費用と納税額との関係で言えば、事業遂行に、都市計画税だけで不足する場合には一般財源を投入する場合もあり、都市計画税の納税額の範囲だけでしか都市計画事業を行えないということではありません。基金に積み立てずに、都市計画税の税率を引き下げるという方法、選択肢もあります。課税標準の0.3%より下げている自治体も少なくありません。自治体の判断で減税は可能であり、豊川市など、コロナ禍での住民生活支援の観点から減税した自治体もあります。特定財源を当てにして、とにかくずるずると事業を進めていくという姿勢は問題です。本当に必要な事業を急いで進めるのなら、基金の創設より毎年の一般財源の投入を増やすことが必要ではないかと考えます。現在の市民生活などを考えると、基金を創設するより税率を引き下げることが重要であり、積極的に検討すべきではないかと考えます。

以上、反対討論といたします。

〔15番 内藤とし子 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 次に、9番、柳沢英希議員。

〔9番 柳沢英希 登壇〕

○9番（柳沢英希） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、市政クラブを代表して賛成討論をさせていただきます。

まず、議案第55号の基金の設置についてであります。簡単に言いますと、都市計画区域に住んでみえる住民の方々から納めていただいた都市計画税を、都市計画事業及び土地区画整理事業といった事業の中で必要なものに充てた後、令和元年度は剰余金が生じたというものであり、基金をつくり貯金として積み立てるといふものでございます。

高浜市では、下水道事業がいまだ吉浜地区では残っております。これからまだ整備延長をしていかなければならないという状況であります。また、八幡町地内における水害対策としても、中吉樋門などの改修もしていかなければなりません。余剰金が発生したから税率を下げるといった議論に入るのではなく、今回の基金を積む目的は、まだある必要な事業をしっかりと進めていくために設置する基金でありますので、税としての公平性・平等性の観点からしても、賛成すべきと考えております。

次に、議案第59号ですけれども、これは、既に締結している契約に基づいての事業契約変更で、物価指数の上昇・下降によって事業費が変わるものなので賛成をさせていただきたいと思っております。以上です。

〔9番 柳沢英希 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 次に、16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番（倉田利奈） 議案第55号 高浜市都市計画事業基金の設置及び管理に関する条例の制定について、反対理由を申し上げます。

総括質疑において、北川議員が、今後予定されている都市計画事業について都市計画税が充当できるか聞いていますが、市から充当できるという答弁がありませんでした。市が、今後都市計画税を充当すると言っている中吉樋門は市街化調整区域にあり、現在は農業用排水樋門として運用されています。よって、中吉樋門の改修を行うことに、都市計画税を充当できないと判断いたします。

平成19年8月8日に、平野博文衆議院議員が、都市計画税に関する質問主意書を内閣総理大臣に提出し、同月答弁書が送付されております。その中で、余剰金が数年にわたって生じるような状況となった場合においては、税率の見直し等の適切な措置を講ずべきものであると述べています。実際県下では、11自治体において都市計画税は徴収していませんし、高浜市は、都市計画税率が0.3%ですが、近隣市では、西尾市が0.28%、碧南市が0.25%に引き下げられています。都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業の費用に充てるため目的税として課せられている地方税です。なので、市民に対し、都市計画税の使い道について明確に示し、理解いただくことが必要と考えます。よって、実現できる計画を示した上での基金の設置であれば賛成できるかもしれませんが、しっかりとした計画のない現段階においては賛成できませんし、都市計画税の税率引下げも視野に入れるべきです。

雨水排水事業は八幡町の多くの市民が望んでいることですが、都市計画税を充当しようとする、いつまでたっても事業ができないことになりかねません。また、屋敷町や呉竹町の郷中は車が通れないところが多く、救急車や消防車が入っていきません。また、こうした地域には住んでいないと思われる家が多く点在しており、将来に向けた区画整理が必要であると考えます。市民

からも、もっと目に見える都市計画を行ってほしいという声が多く届いています。

今回の議会において、区画整理事業は今後行っていく予定がないという答弁でしたが、基金の積立てを行うのであれば、区画整理事業に充当することをぜひ考えていただくように意見を申し上げ、今回の議案には反対いたします。また、雨水排水事業の一刻も早い事業計画、事業実施も併せて強く求めます。

〔16番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 次に、補正予算。

15番、内藤とし子議員。

〔15番 内藤とし子 登壇〕

○15番（内藤とし子） 御指名をいただきましたので、日本共産党を代表しまして、反対討論いたします。

議案第60号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第8回）、本予算は、国の補正予算による保育園や幼稚園、小学校、中学校などに、新型コロナウイルス感染症防止対策の環境整備を図る費用や港小学校増築に伴う既存校舎の建具等の改修工事の費用などが計上されています。それらについては賛成をいたします。さらに、債務負担行為で上程されている土地開発公社による先行取得による土地を購入する経費が、3,817万6,000円計上されています。これは、たかはまこども園の隣接の民有地を購入する計画であります。たかはまこども園の土地形状からいっても、購入後有効活用する案には賛成いたしますが、高浜市土地開発公社による用地先行取得は問題です。3,817万6,000円の費用のうち、3,700万円が土地代で、ほかは経費や利子とのことであります。一般会計で購入すれば、利子や経費などは必要なくなります。市民の負担は軽くなり、要するにその分無駄遣いとなるわけであります。土地開発公社が先行取得しなければならない理由が明確になりません。よって、土地開発公社による購入については、反対いたします。

〔15番 内藤とし子 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 次に、9番、柳沢英希議員。

〔9番 柳沢英希 登壇〕

○9番（柳沢英希） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、議案第60号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第8回）につきまして、市政クラブを代表し、賛成討論をさせていただきます。

今回の補正は、現状の予算額に1億2,165万3,000円を追加し、予算の総額が227億4,529万2,000円となるものであります。補正の概要としましては、コロナウイルス感染拡大防止のために中止となった各行事の減額補正をはじめ、感染予防対策として、児童福祉施設や子育て支援事業、教育施設や学校などに配置される消毒液やマスクといった衛生用品の購入のための費用、修学旅行などでのバス内でソーシャルディスタンスの確保ができるようバスの借り上げ台数を増や

すための費用、高浜小学校と高取小学校で遠隔授業を試験的に行うためのデジタル教科書の使用料、港小学校の特別支援教室確保の工事に付随する既存校舎の防火対策工事費用、小・中学校におけるICT教育推進のためのスクールサポーター配置費用やウェブカメラ等の機器購入費用、吉浜幼稚園や南部幼稚園の園舎保全のための長寿命化計画の策定費用、外国籍の方々の相談件数増による業務時間延長のための費用など、コロナ禍における安全と安心を考えた必要な費用も含まれた予算であります。

また、債務負担行為補正では、土地開発公社によるたかはまこども園西側用地を先行取得するための費用が計上されております。総務建設委員会では、倉田委員より、土地開発公社で購入せず一般質問で直接購入したほうがいいのかという意見がありましたが、まず現在の財政状況をしっかりを見て考えなければなりません。小・中学校をはじめとした空調の設置やGIGAスクール構想などでも大きな支出をしている状況であります。また、今年から感染拡大している新型コロナウイルスへの対応でも大きな支出をしている状況であります。リーマンショックで大きく減らしてしまった財政調整基金、貯金でございますけれども、これを行政は一定程度確保をしております。しかし、今年は例年に比べ、新型コロナウイルス感染のこともあり、財政調整基金と言われる貯金を大きく減らしております。あわせて、来年度の税収も新型コロナウイルス感染の影響を受けて、大幅な収入減を見込むこととなると思います。

それらを踏まえ、現段階では、具体的な活用、社会福祉施設の整備用途であります。不確定だと起債ができない一般会計から数千万円の地代を捻出して購入をするというよりも、土地開発公社で一旦購入をし、債務負担行為期間の5年で起債ができるように具体的な活用方法を決め、財政的な余裕をつくってから一般会計で買い戻す、そういった財政面からしても賛成できますし、今回の土地は立地条件が非常にいい場所でもありますので、ほかの方に先に購入されて、万が一建物が建ってしまうというふうになってからでは、もう購入ができない状況に陥ると思います。そうすると、今後のたかはまこども園、社会福祉施設の大規模改修や建て替え時、また現在のたかはまこども園の接道状況からしても、園児やお迎えに来る親御さん等への安全などにも、用地を取得できなかったことで支障を来す予測もされます。財政的な側面と用地取得のタイミングの局面から見ても、うまく土地開発公社を活かし、市民に利益をもたらすものであると考えておりますので、多くの議員の賛成をお願いして、賛成討論を終わらせていただきたいと思います。

〔9番 柳沢英希 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 次に、16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番（倉田利奈） たかはまこども園に関わる土地購入の債務負担に関して、議案上程時に土地の購入目的に関して全く説明がされなかったことから、私は関係部署に聞き取りをしました。しかし、購入理由について、納得できる説明がありませんでした。また、総括質疑、総務建設委

員会での質疑を通じても同様でした。

それでは、反対の理由を具体的に4点申し上げます。

まず、1点目として、コロナ禍により財政状況が苦しくなるといいながら、この土地を購入する必要があるのかということです。総務建設委員会で、内田部長が、9月補正後の財政調整基金は、14億円余りしかない。例年18億円から19億円この時期にあったので、例年に比べ4億円少ない。また、コロナ禍により、法人市民税が減少する。リーマンショック時、22年から24年に財政調整基金を10億円取り崩し、コロナの影響はリーマンショックを上回ると答弁されています。であるなら、財政が厳しい中で事業計画のない土地を購入することが私には理解できません。

また、高浜小学校整備事業も終わりに近づいており、駐車場としての計画も今回の議案上程時まで聞いていませんし、小学校や地域交流施設の駐車場としては、この間の答弁で、これ以上必要ないと答弁がありました。こども園の駐車場も、園の東側にスロープをつけ、そこから出入りできるようにしているので、この土地を駐車場にする必要はないと考えます。こども園の駐車場にするのであれば、こども園が整備すべきです。

2点目は、現在計画のない土地の購入は、する必要がないということです。副市長は、総務建設委員会において、いずれ建て替えが来るときに、現在の敷地でやるのは難しいと答弁されました。公共施設推進プランにも、こども園の建て替えについては計画が形成されていないので、建て替えの計画については白紙状態です。今後、市税が減少する中、建て替えや大規模改修において、使い勝手がいいという理由だけで土地を取得しては、それこそ歳出が増えるばかりです。高浜市公共施設総合管理計画により、公共施設の複合化による総量圧縮が進められています。明確な計画のない土地を買うことは、言っていることとやっていることと、全く違うと考えます。また、いずれ建て替えるということであれば、令和2年から令和6年の間に買い戻しができるのでしょうか。

3点目は、土地開発公社で購入することが不適切またはできない可能性があると考えます。一般会計での購入では起債できないため、一旦土地開発公社で購入し、買い戻すときに起債をするという理由で土地開発公社に先行させると市の説明がありました。その際、民間が経営するこども園に貸し付ける目的で土地開発公社から買い戻すこととなります。よって、公共施設のために土地開発公社から土地を取得するのではなく、民間に貸し出すために取得することになりますので、起債により土地を取得することができるのか疑問に思います。私は、このようなことができるのかについて県の市町村課に問合せましたが、現在までに、可能性があるという回答がありませんでした。県が明確に可能であるという回答をしないという点で、本当に買い戻し時に起債ができるのでしょうか。

4点目は、土地開発公社で購入することは、公金の無駄遣いになるということです。市が直接買わず、土地開発公社で購入したものを市が買い戻すときは、土地開発公社が購入し、持ってい

る間の利息及び手数料が発生します。ですから、この土地がどうしても必要というのであれば、何億というお金がかかるわけではないので、土地開発公社で取得すべきではなく市の一般会計で取得すべきです。そして、総括質疑において、市の負担として、印紙代や測量費が経費としてかかってくるという答弁がありましたが、そもそもこの2つの費用は売主が負担すべきもので、市が負担すべきものではありません。このようなずさんな土地購入予算は、到底認められるものではありません。

以上の理由をもって、私は本議案に反対いたします。

[16番 倉田利奈 降壇]

○議長（杉浦辰夫） 次に、決算認定。

15番、内藤とし子議員。

[15番 内藤とし子 登壇]

○15番（内藤とし子） お許しをいただきましたので、決算関係の6議案について、まとめて反対討論いたします。

認定第1号 令和元年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について。

幼稚園、小学校、中学校維持管理事業などで、空調の設備設置工事を行ったこと、幼稚園、保育園の保育費が10月から無償になったこと、公園整備管理事業や児童・生徒健全育成で学校司書を配置など評価すべき点もありますが、一方容認できない点もあります。

本件は、歳入決算額170億8,307万4,591円、歳出決算額161億4,872万7,784円、対前年度比歳入が95.7%、歳出は94.9%、共に減少となっており、実質収支額は7億4,931万1,807円です。資本金10億円以上の法人への均一課税について、山積する住民要求や政策課題に応えるためにも、財源として早急に実施することを求めます。

都市計画税については、目的税で0.3%納めています。碧南市は0.25%、西尾市は0.28%で、市民の重税負担を軽減しています。税率引下げを求めます。協力金でポートルースチケットショップ高浜環境整備協力金が雑入で入っていますが、ギャンブルで負けた方たち、敗者の人たちからの売り上げからの協力金は、教育振興や子供支援など、どんな名目であろうと健全予算とは言えず、認められません。歳出では、広域行政費におけるリニア中央新幹線建設促進愛知県期成同盟会負担金支出は、従来型の大型公共事業の無駄遣いの見直しが市民・国民の声として上がっている現在、その支出は慎重でなければなりません。

総務費では、市役所本庁舎借上料が1億6,304万7,448円計上されています。20年のリース料を払った後はどうするのか。15年たってから検討すると言われますが、後のことも決めずに公共施設を建てるという話は聞いたこともありません。公共施設の総合計画は変更されていますが、旧施設が1年以上手つかずでやりっぱなしの施設もあり、もう一度今後の計画、高浜市のあり方について、考え直す必要があります。

さらに、手狭なりース庁舎、新庁舎建設に当たって、市民の利便性が考慮されていないという声が寄せられています。戸籍住民基本台帳費で、窓口相談業務を高浜市総合サービス株式会社に委託していますが、本来窓口業務など、市民の声を聴きながら市の職員がつかさどるべき筋の仕事です。

民生費、保育園費であります。今年度より、たかはまこども園が開園し、公立の保育園は吉北保育園1つ、幼稚園は、南部と吉浜幼稚園の2つになりました。公共部門の民営化、民間委託化は、自治体業務の縮小、見直しと直結した自治体リストラにつながるものとして、この種のアウトソーシングは、殊のほか慎重でなければなりません。とりわけ、市直営も民間保育園が行う保育サービスは基本的には同じで、運営費は委託のほうが安上がりとしている点では、本当に保育サービスが同じなのか疑問であります。保母の年齢や経験や能力の差などによる保育水準の違いをどのように推しはかって客観的に評価したのか明らかにされていませんし、そもそも、様々な能力を客観的に評価すること自体無理があります。市直営も民間委託も、保育サービスは基本的に同じということをもって委託化を合理化することに容認することはできません。

いま一つは、いわゆる安上がり論であります。実は、ここに委託の最大の核心部分があるのではないのでしょうか。この安上がり経費は、何によって生じるかを見ておかなければなりません。その主要なものは、年齢差などによる人件費の差によるものと思われれます。したがって、短期的にはこの経費の差はつくられても、雇用の長期継続化等によってこれらの差がなくなれば、この経費差は、将来にわたって保証されるとは断言できないことを見ておかなければなりません。したがって、自治体の仕事の公共性に立ち戻ることを、そして長期的、総合的判断を何よりも優先させるべきであることをここで申し上げておきたいと思えます。

消防費で、広域消防では、職員数が国の消防力基準比で僅か62.8%、県平均の75.2%で計算しても、50人も不足しています。一刻も早く消防職員の大幅増員を求めます。

衛生費では、地域医療振興事業で3億38万7,699円もの補助金が出ていることです。病院事業運営費補助金4,389万2,400円、病院施設設備整備費補助金750万円、分院の移転新築に関する補助金2億4,304万円、合計で3億38万7,699円になります。これまで分院に10年間で30億円以上の費用を補助金として出しています。これ以上補助金を出す必要はありません。

教育費では、生涯学習機会提供費で、大山会館の利用人数が1万8,084人で吉浜・高取公民館に次いで多いのに、現在廃止になっています。避難所と投票所以外は使わないとのことですが、長寿命化基礎調査もされているのですから開けるべきです。閉鎖を決めた12月議会の決め方も問題がある決め方でした。閉鎖する根拠はないにも関わらず、上程されていた議案のまま議決してしまいました。さらに、青少年育成活動支援費で、青少年ホーム跡地発生土運搬処理や積込業務など、合わせて1億9,668万854円になっています。しかし、最初は8,243万5,000円の債務負担のほずでした。費用が倍以上になるという前代未聞の出来事が起きたのです。裁判中だから詳しく

は話せないと部長は言われますが、市当局が正しいと思うなら、はっきり言われたほうが勤ぐられずに済むと思います。

認定第2号 令和元年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

令和元年度の加入世帯の状況は市内全世帯の加入者率15.3%で、世帯数4,749世帯、前年度末と比較して95世帯減、年度末現在の被保険者は7,564人で、272人減少しています。保険税の収納状況では、調整額に対する収納率は90.7%で、前年度の91.3%と比較して0.6%低下しています。これは、アベノミクスで景気がよくなったと言っても大企業だけで、高齢者、低所得者や庶民は、所得の減少、雇用の悪化の影響を受けて、苦しい生活状況を余儀なくされていることを示すものです。ところが、国は医療費に占める国民健康保険への国庫負担を45%から32%へ削減し続けていることから、地方財政にもその影響を与えて、結果的には、ほかの医療制度と比較をすると、加入者の所得に対する保険税負担は高いものとなって、被保険者を直撃しているのです。広域化で運営していますが、国の負担は変わらず保険料は高いままでは、国民の負担は重いままです。全国知事会や全国市長会などが求めている政府の1兆円の増額を求めるよう一層の要請行動の取組をすべきであります。あわせて、市は、国保が社会保障制度であることを認識して、市民の命に責任を負う、この立場に立つよう求めるものであります。

認定第5号 令和元年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

2000年にスタートした介護保険制度は、3年ごとに介護保険事業計画を策定してきました。その間、40歳以上の国民が保険料を納め、保険者、地区町村の要介護認定を受けてサービスを利用する仕組みです。高齢化が進み、介護を必要とする人が増加しており、家族の介護負担軽減に国民が期待しました。しかし、現実とは異なり、介護離職は介護保険スタート時の2倍に増えていきます。さらに、介護保険導入後も、介護で追い詰められる家族が増え、虐待、虐待死、介護放棄や介護心中なども増加しています。その原因には、介護保険スタート時点から介護する家族の世帯変化に保険制度が対応していないことが挙げられます。介護保険スタート時点の介護者の世帯構成は3世代同居がトップでしたが、この間、介護する家族は独居がトップに代わり、老夫婦世帯と合わせて50%以上が高齢者だけの世帯です。要介護になった独り暮らしは、生活援助が不可欠です。この変化に介護保険は逆行してきました。そのような中で、生活援助に回数制限が導入されたのです。

2005年10月、介護保険法改正で、サービス利用者の32%を占めていた要介護1の認定者を要支援2へ移行し、利用できるサービス額を減らし、さらに介護サービスから予防サービスに移行し、この改正で誕生した地域包括支援センターがケアプランを作成するなど、軽度者切捨てが始まりました。また、特別養護老人ホームは、原則要介護3以上に限定されました。介護保険の保険料は、スタート時には全国平均2,911円でしたが、改正のたびごとに約10%引き上げてきました。介護サービスの利用者負担は、2015年に所得に応じて2割負担、2018年に3割負担にアップしま

した。2006年から、家賃と食事代が光熱費や人件費も含めて自己負担になりました。非常に重い負担で厳しい生活を強いられています。

第1号被保険者に対する65歳以上の認定者の割合は、16.2%です。介護保険制度がカバーしている範囲は、一部分しかありません。実際に高齢者が抱えている生活問題を全体的に把握する視点が重要です。高浜市はトップクラスの保険料で有名になりましたが、上乘せ、横出し部分を市の社会福祉施策で行えば、引下げはできます。現在の国の5%の人口割調整交付金を廃止し、調整交付金を30%に引き上げて、第8期の介護保険計画は保険料の引下げを求めます。

認定第6号 令和元年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

75歳以上の高齢者を年齢で区切り、現行の国保、協会けんぽなどの医療保険から脱退させ、独自の後期高齢者医療保険制度に加入させるもので、75歳以上の高齢者だけ——これには障がい者なども入りますが——で構成させているため、保険料の負担も高額になります。2年に1度改定があり、今回は約10%の引上げになります。ほかの年代よりも医療が必要な高齢者だけの医療保険であるため、被保険者の増加、疾病の増加、医療技術の高度化などが直接保険料に影響します。また、これまであった低所得者のための軽減措置も縮小され、所得の低い方たちの保険料が高くなります。これでは所得の低い方を狙い撃ちするもので、厚生労働省の元局長も、うば捨て山と批判するほどです。高齢者の実態に合わせた保険料にするよう国・県に意見を反映させていかなければなりません。以上、反対討論といたします。

認定第7号 令和元年度高浜市水道事業会計決算認定について。

本市の水道は、県から100%受水している関係で、県の設備投資による県水の単価アップが直接影響を受ける環境に置かれています。したがって、現在設楽ダム工事が、乾いた状態でダム本体工事ができるよう流路を変える転流工工事が進んでいます。川の水をせき止めて、ナマズの仲間絶滅危惧種のネコギギなどがすむ生態系を壊すものです。設楽ダムは、総事業費3,000億円以上、愛知県民の負担は1,480億円以上、維持管理にも税金投入が必要になります。地質学の研究者はじめ、NGOの皆さんは、地盤が大変悪いと告発しており、総事業費はもっとかかる可能性もある工事であります。昨今の水需要にマッチングしない多大な設備投資を改めるよう県に強力で働きかけるよう求めたいと思います。

認定第8号 令和元年度高浜市下水道事業会計決算認定について。

令和元年度の配水区域内の人口は3万1,087人で、前年度と比較して629人増加し、行政区内人口4万9,298人に対する普及率は63.1%であります。供用開始区域面積は542.0ヘクタールとなり、前年度と比較して18.4ヘクタール増加しました。下水道接続人口は2万5,331人で、水洗化率は81.5%であります。本会計での問題点は、多額の費用を要することから、地債が膨れ上がることを指摘しなければなりません。公共下水中心の事業を転換し、汚水処理単会で安価とされる、かつ待ったなしの環境問題にも対応できる合併浄化槽を利用することを求めます。同時に、低所

得者を対象とした公共下水接続時の排水設備に要する費用への助成制度を創設し、下水道接続率を上げることを求めるものであります。

以上、それぞれの会計に対する問題点と提言を申し述べて、反対討論といたします。

〔15番 内藤とし子 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 次に、1番、荒川義孝議員。

〔1番 荒川義孝 登壇〕

○1番（荒川義孝） 議長のお許しをいただきましたので、認定第1号、第2号、第5号から第8号につきまして、市政クラブを代表しまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和元年度は、平成という一つの時代が終わり、新たな時代が始まった年でありました。新たな時代を切り拓き、その先の未来へつなげていくため、予算編成では、新しい時代にチャレンジする予算といった方針を掲げられ、戦略的な視点と柔軟な発想の下、効率化、スリム化を図り、施設運営や各種事業に取り組みられてきたものと理解しております。

まず、認定第1号 令和元年度高浜市一般会計歳入歳出決算についてですが、歳入総額、歳出総額共に、昨年度に次ぐ過去2番目に高い決算額となっています。歳入の根幹を占める市税をはじめとした自主財源の割合は歳入全体の66.2%となり、昨年度の61.2%より5ポイント上昇していますが、その要因は、財政調整基金からの繰入れが主なものであります。財政調整基金を取り崩さなければならぬ財政運営は、結果として実質単年度収支にも影響を与える状況となっていますが、事業の緊急性や優先度から工夫をされ、必要最小限の活用にとどめたものと理解しております。

市税について見てみますと、法人市民税を除き過去最高額となり、引き続き90億円台を確保して見えます。市税全体の収納率も前年度水準を維持しています。今後も、着実な歳入の確保と税負担の公平性の観点から、引き続き収納率の向上に努めていただきたいと思います。

一方、歳出につきましては、令和元年度は厳しい財政状況の中で、将来都市像「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」の実現に向け、事業の重点化のもと着実に実施されてきて見えます。基本目標1の「みんなで考え みんなで汗かき みんなのまちを創ろう」では、市の公式ホームページに、コンテンツマネジメントシステムが導入されました。スマートフォン対応や更新作業の効率化などによりアクセス数が増加したことは、情報発信の強化につながったあかしでございます。引き続き市民の皆様の反響を真摯に受け止め、さらによいシステムとしていただくことを期待しております。

基本目標2「学び合い 力を合わせて豊かな未来を育もう」では、幼児教育・保育の無償化への対応を適切に行うとともに、新たにスタートしたたかとりこども園の施設型給付費やニーズに対応した子育て環境の整備、たかはまこども園の整備に対する補助が行われています。特に教育への投資には力を入れられており、ハード面では、高取小学校の大規模改造事業のための実施計

画等の委託業務や小・中学校の長寿命化計画策定のための経費、高浜中学校の音楽室増築などが行われ、学習環境の一層の向上が図られています。中でも、小・中学校の空調設備の設置、港小学校及び両中学校の照明器具LED化は喫緊の課題でありましたが、国の交付金の動向や市の財政状況を加味しながら、時期を逃さずスピーディーに対応できたことは、子供たちの健康や親御さんへの安心につながり、評価に値すべきところでございます。

基本目標3「明日を生み出すエネルギー やる気を活かせるまちをつくろう」では、愛知県が開発した市町村防災システムを導入し、災害対応業務の効率化を図るとともに、後世山公園の老朽化した遊具を更新し、安心安全な環境が整えられました。

基本目標4「いつも笑顔で健やかに つながり100倍ひろげよう」では、高浜版地域包括支援システムの充実が図られています。人口知能システム活用ケアプラン作成支援業務委託は、介護人材と取り巻く課題解決に向けた先進的な取組であり、こちらも評価するところであります。

第6次総合計画に掲げる「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」の実現に向け、ただいま申しあげました諸施策を限られた財源の中に盛り込んでいただき事業の進捗が図られたものと理解しております。

最後になりますが、今後コロナショックによる財政運営の影響が危惧されます。また、リーマンショック以上の長期化も懸念されるところがあり、またこれ以上に厳しい財政運営になろうかと思えます。これまでの認識にとらわれない視点を持って、歳入歳出両面から検討を重ね、今後も健全かつ柔軟な財政運営を堅持していただくことを期待申し上げまして、賛成討論といたします。

続きまして、認定第2号 令和元年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

国民健康保険制度は、被用者保険に加入できない方の受皿となるもので、年齢構成が高く、低所得者の方が多いといった問題や、財政運営上の課題がありました。これらの諸問題を解決するために、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村の国保の財政調整の役割を担うようになったことで、国民健康保険事業が安定的に運営されることになったほか、事務の標準化、効率化が進んでおります。ですが、しかしながら、構造的な問題が解決されたわけではなく、健全な財政運営は、依然として保険者にとって大きな課題となっています。そのために、収納率の向上や国保の保険者、努力支援制度によるインセンティブを活用した歳入増、医療費の適正化による歳出の減などの取組が重要と考えます。

まず、収納率について、平成30年度に比べ1.4ポイント上昇しており、税務グループと連携しながら収納対策の強化に積極的に取り組まれました。医療費への適正化の取組としては、ジェネリックの推奨、重症化予防事業をはじめとして、被保険者への方への早期受診や健康の保持増進に努められています。令和元年度においては、こうした取組が奏功し、国民の健康保険事業が健

全に運営されたものと認識しております。今後は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う医療費の変動や景気の後退など、国民健康保険制度を取り巻く課題は、より大きなものになると思われます。セイフティーネットとしての役割もさらに重要となってまいりますので、国や県とともに、健全な財政運営に向けた一層の努力を行っていただけるよう要望し、本認定に賛成討論いたします。

続いて、認定第5号 令和元年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

介護保険特別会計決算では、令和元年度は、第7期計画の2年目となります。平成30年度の保険給付費が、計画時に対し98.2%、令和元年度が100.2%の執行額となっており、ほぼ計画どおりの実績となっております。このことから、ケアプラン点検を実施するなど、介護給付費の適正化に向けて取り組まれた結果であり、介護保険制度の持続可能性の点についても評価いたします。さらに、元年度においては、第8期の介護保険事業計画策定に向けてアンケート調査を実施し、介護保険サービスの利用状況やニーズの把握、分析など、順調に進めていただいていることから、一層の充実を図ることをお願いし、本認定に賛成といたします。

続いて、認定第6号 令和元年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましてでございます。

本市の後期高齢者医療制度における被保険者数は、令和元年度末で4,932人となり、年々増加傾向となっております。このため、保険料の調定額も、平成30年度に比べて782万6,500円の増加となりました。一方、収納率に目を向けると、平成30年度が99.1%で、令和元年度は99.4%となっており、0.3ポイントの改善が見られます。高い収納率を維持されていることから、健全な財政運営や高齢者の方々が安心して医療を受け続けられていくことにつながっていくので、今後とも継続していただくようお願いいたします。

高齢化が進展し、医療費の増加が見込まれる中、国民皆保険制度をいかに持続可能なものとしていくかが重要な課題であります。2025年には、団塊の世代の皆さんが後期高齢者の仲間入りをする中で、後期高齢者医療保険制度が大きな存在となることは間違いありません。これからも愛知県後期高齢者医療広域連合との連携を密にされ、適正に運営されることを要望いたしまして、この認定に対する賛成討論といたします。

続いて、認定第7号 令和元年度高浜市水道事業会計決算認定につきましてでございます。

水道事業会計決算では、給水量が前年度と比較して若干減少しているのにも関わらず、水道料金収入の基礎となる有収水量の増加により、給水収益が前年度より伸びています。このことは水道を効率よく運営されているということであり、有収率は97.13%という県内の平均値より高い値を示しております。これは計画的な管路更新や漏水対策によるもので、経営努力は評価できるものであります。今後も健全な経営の継続に努めていただくとともに、安心安全な水の安定供給

をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

最後でございます。認定第8号 令和元年度高浜市下水道事業会計決算認定についてでございます。

下水道事業会計では、18.4ヘクタールの整備が行われ、供用開始区域面積が542ヘクタール、普及率は63.1%となっております。平成10年の供用開始から20年ほど経過していますが、全体計画に占める整備面積の割合は6割ほどであり、今後も引き続き未整備区域の鋭意進捗を図り、都市の健全な発展や公衆衛生の向上など、公共用水域の水質保全に資することに努めていただかなければなりません。下水道の整備には膨大な費用がかかるため、健全な財政運営の下、計画的な事業推進に向けて一層の努力を行っていただけるよう要望いたしまして、認定第8号に対する賛成討論といたします。

〔1番 荒川義孝 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 討論の途中ですが、暫時休憩いたします。再開は11時15分。

午前11時07分休憩

午前11時15分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番（倉田利奈） 今回の決算について、多くの問題点がありますが、大きく2点の問題について申し上げ、反対討論といたします。

まず1点目ですが、青少年ホーム跡地活用事業における建設発生土等処理費用について、申し上げます。

この建設発生土については、土を2つに分け処理をしています。しかし、どちらの土の処理に関しても、最終的に競争入札における支払額の確定ではなく、委託料及び負担金という形で処理を行っております。契約上、産業廃棄物が出土した場合は市が責任を持って処理をすることになっているので、本来であれば、市が競争入札を行った上で金額を確定し、支払いをすべきです。なぜ負担金で行ったのか決算委員会においてお聞きしましたが、現在係争中ということで、お答えになりませんでした。どのような形で処理費を執行していったのかについては、訴訟に関係なく、市は市民に対して説明責任があるので、入札を行わず負担金とした理由について、答えるべきです。

また、当初委託料と負担金、2つの土を合わせた4,070立米について入札が行われ、2社が1億円前後で応札した経緯があります。その際、落札した業者が契約辞退したのですが、その後再入札をすぐに行っていたら、今回のように、1億9,668万854円という約倍の金額になったでしょ

うか。いずれにおいても、市が質問に答えなかったため、委員会での審議が成立しなかった支出と考えるので、賛成できません。

次に、地域医療振興事業費 3 億 38 万 7,669 円の支出について、反対意見を申し上げます。

これは、医療法人豊田会と締結した高浜市立病院の移譲に関する協定書並びに刈谷豊田総合病院高浜分院の移転新築及び運営等に関する協定書に基づく財政支援となっています。まず、地域医療、救急医療の確保及び振興のための設備運営費は、1,889 万 2,400 円となっています。確かに高浜市民は刈谷豊田総合病院に救急搬送されることが多いですが、同じように救急搬送される東浦町や知立市は、このような補助金を出していません。

また、病院施設設備整備費補助金として 750 万円を補助していますが、決算特別委員会において、この補助金の対象となる医療機器は全て刈谷豊田総合病院に設置されているもので、高浜豊田病院で使われていないということが分かりました。昨年度入院ベッド 142 床中、94 床のベッドを開設。透析センターにおいては、30 床ベッドを開設可能なところ、20 床の開設。1 日当たり 12.7 人の利用。また、高浜市民で人工透析を受けている方は 40 人見えますが、そのうち、高浜豊田病院で人工透析を受けている患者さんは、僅か 8 名でした。リハビリを高浜豊田病院に本院から移りたいという市民がいらっしゃったのですが、できなかった患者さんもいて、本当に市民のための病院になっているのかという声が届いています。市の財政が苦しいという話が先日の総務建設委員会でも市の答弁として何度かありましたが、こうした中、豊田会との協定書の見直しが必要ではないでしょうか。

以上を申し上げて、反対討論といたします。

[16 番 倉田利奈 降壇]

○議長（杉浦辰夫） 次に、陳情。

15 番、内藤とし子議員。

[15 番 内藤とし子 登壇]

○15 番（内藤とし子） お許しをいただきましたので、陳情第 3 号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成制度を維持し、拡充を求める陳情に、賛成の立場から討論させていただきます。

愛知県では、3 人に 1 人が私学に学び、私学は公立高校と同じく公教育の場として大きな役割を担っています。しかし、無償化された年収 720 万円未満の世帯でも、施設整備費等は無償化の対象にはなっていません。愛知私学平均で、4 万 2,000 円余りの負担があります。さらに、年収 720 万円から 840 万円未満の世帯では、無償化されている公立高校と比べて、入学時に約 34 万円、2 年次以降も年間約 24 万円の学費を負担しなければならず、学費の負担感は依然として大きなものがあります。年収 1,000 万円前後の世帯であっても、子供が 2 人以上いれば、学費の心配をせずに自由に私学を選べる状況ではありません。

また、高浜市の人口4万9,000人で、総支給額54人で96万600円の補助をしています。知立市は、人口7万人で、支給総人口455人、総額が582万2,130円、碧南市は、人口7万1,000人で、支給総人数が238人、総額が317万1,000円となっています。高浜市のこの金額は、補助支給額は少ないのではないのでしょうか。父母負担の公私格差がまだ抜本的な解決に至っていない実情を踏まえ、全ての子供が、親の所得に関わらず等しく教育を受ける権利を保障するために出された陳情で、日本共産党は賛成し、ぜひ採択をされるよう願っています。

以上です。

[15番 内藤とし子 降壇]

○議長（杉浦辰夫） 次に、2番、神谷直子議員。

[2番 神谷直子 登壇]

○2番（神谷直子） それでは、議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表し、陳情第3号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成制度を維持し、拡充を求める陳情について、反対の立場で討論をさせていただきます。

この陳情は、教育の機会均等の理念に基づき、国・県の制度と合わせて学費負担の公私格差を是正するために、私立高校生に対する市町村独自の授業料助成制度を維持し、拡充してくださいとのことです。陳情趣旨にありますように、今年度から、国は年収590万円未満の授業料実質無償化を実施し、愛知県では年収720万円まで授業料と入学金を無償化し、私立高校の父母負担は大きく改善されております。この無償化拡大により、これまで本市が助成してきた私立高等学校の通学に係る授業料の補助対象世帯は、ほとんどいなくなる見込みであると聞いています。

高浜市独自でも、低所得金額200万円以下の世帯には年額2万4,000円、200万円から350万円以下は1万2,000円の助成が出ております。この助成は、なくされている自治体もある中、高浜市では継続しています。また、陳情では、施設設備費が無償化の対象にならずとありますが、公立高校も、空調等に係る費用は保護者が負担しています。私立高校は公立高校に比べて施設も充実しており、受益者負担という意味では、一定の保護者負担はやむを得ないと考えます。

したがって、私立高校生に対する市独自の授業料助成制度の拡充はあり得ないと考えておりますので、御理解をいただきまして、この陳情に反対していただきますようお願いを申し上げ、反対討論とさせていただきます。

[2番 神谷直子 降壇]

○議長（杉浦辰夫） 以上をもって、討論は終結いたしました。

これより採決いたします。

議案第55号 高浜市都市計画事業基金の設置及び管理に関する条例の制定について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 高浜市空家等の適切な管理に関する条例の制定について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 市道路線の認定について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 令和元年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 事業契約の変更について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第8回）について、各常任委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 令和2年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 令和2年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）について、総務

建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 令和2年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 令和2年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 令和2年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号 令和元年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、認定第1号は、原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 令和元年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、認定第2号は、原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 令和元年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、認定第3号は、原案のとおり認定されました。

た。

次に、認定第4号 令和元年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、認定第4号は、原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号 令和元年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、認定第5号は、原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号 令和元年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、認定第6号は、原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号 令和元年度高浜市水道事業会計決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、認定第7号は、原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号 令和元年度高浜市下水道事業会計決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、認定第8号は、原案のとおり認定されました。

次に、陳情第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、陳情第2号は採択とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

陳情第3号の審査の過程におきまして、趣旨採択という御意見がございましたので、採決に当たり、趣旨採択を入れて採決をしていきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、陳情第3号の採決に当たり、趣旨採択を入れて採決をしていきますので、よろしくお願いいたします。

次に、陳情第3号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成制度を維持し、拡充を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択ですが、採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立少数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、陳情第3号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（杉浦辰夫） 日程第2 議案第66号 損害賠償額の決定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、議案第66号 損害賠償額の決定について、提案理由を御説明申し上げます。

本件は、市道渡船場線の道路陥没を起因とする損害賠償額の決定に関し、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

事故の概要でございますが、本年6月23日に、芳川町二丁目5番16地先、名古屋鉄道三河高浜5号踏切西側の市道渡船場線東進方向車線において、道路陥没が発生いたしました。陥没の原因は、道路に埋設されていた雨水排水管が経年劣化等により破損し、周囲の土砂が流出したことによるものでございます。このことにより、陥没現場に近接する電柱が沈下し、踏切を横断する中部電力保有電線と鉄道架線との離隔の確保ができなくなるおそれが生じました。そのため、早急に電柱の建て替え工事が必要となり、工事中における名古屋鉄道株式会社への現場点検費、監視費が生じたものでございます。本事故に起因する現場点検費、監視費を、損害賠償額の損害防止費用として62万4,250円と決定することとしたため、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） これより質疑に入ります。

16番、倉田議員。

○16番（倉田利奈） 今回の陥没に当たりまして、車の補償のほうは既に議会のほうに御説明があつて専決処分されていると思うんですが、こちらの名鉄のほうの点検のほうは、なぜ今の段階になったかということと、あともう一点、雨水排水管の経年劣化という今御説明がございましたが、非常に、これ、ともすると人の命まで奪いかねないような事故にもなりかねないということで、私としては全市道の点検が必要と考えますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 答弁を求めます。

都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 専決処分の関係なんですが、こちらにつきましては、早急に実施をする必要があつたということで、費用のほうを支払いました。これに関しましても、道路賠償責任保険のほうで手当てをしたものでございます。

それから、道路点検ということのお話でございますが、今回の陥没の事故の現場の雨水排水管につきましては、いわゆる土管というものでございます。上流に当たります名鉄三河線を横断する旧日本ペイントの寮のありましたところの開発の現場、そちらのほうにつきましては、全てヒューム管に代わっております。それから、下流のほうの住宅区画整理地内につきましても、全てヒューム管のほうに取替えは終わっております。今回、この市道の渡船場線の下の部分、こちらの部分に関してだけ土管のまま残されていたということで、その土管の老朽化により今回陥没したものでございます。そのため、またその他市内において、土管のほうの埋設管、こちらのほうが実際あるかどうかというのは把握できておりませんが、土管に関しては、ほぼほほうヒューム管のほうに、市内のほうに関しては代わっているものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 16番、倉田議員。

○16番（倉田利奈） 今の説明でいくと、土管に代わっているかを多分全ては把握されていないということなのかなと思いますので、そこは早急に把握し、ヒューム管に代えるべきところは代えなければならないと思いますので、そのあたりをしっかりと確認していただきたいということで、そこをやっていただけるかということと、先ほどの最初の質問なんですけれども、車の故障のほうは既に専決で出ているというのは分かるんですけれども、なぜちょっと遅れて名鉄の件が出てきたかということをお教えいただきたいということで、お願いします。

○議長（杉浦辰夫） 土木グループリーダー。

○土木G（杉浦睦彦） すみません、点検のほうでございます。先ほど部長が御答弁させていただいたように、埋設物、いわゆる排水管でございますが、これが全て使われている排水管、以前

使われていたものが残置されているか、こういったところの全てが把握できていない状況でございます。しかしながら、こういった事故を未然に防ぐために、道路パトロールだとか、市民の方から、道路陥没、例えば舗装が下がっているよとかいう、そういったお知らせをいただいたときには、まずなぜ道路が下がっているかということを確認いたします。そこで、地下埋設物等があるようでしたら、そういったところのものが破損していないかとか、そういったことで大きな事故につながらないような対処をしていく。いわゆる事後保全の形になってしまっておりますが、そういったことを繰り返し行ってまいりたいと思います。

もう一点、この時期になぜかということなのですが、まず専決処分させていただいた自動車両については、すぐさま修理工場等に出していただくということで、ある程度損害額が確定しております。今回の名古屋鉄道につきましては、電柱の建て替え工事、先ほど御説明させていただいた電柱の建て替えが必要になったと。そういったところの監視費等が名古屋鉄道さんに発生したわけですが、そちらに関わる費用の算出が、8月18日に名古屋鉄道さんからこういった費用が発生したというお知らせということがありまして、それに対する補償については、協議がありました。その金額、内訳等を頂いて、道路保険会社とも協議をして、損害賠償の対象となるという回答をいただきましたので、今回の議会の最終日となりますが、ここで額の決定の議案を上げさせていただいたものでございます。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

16番、倉田議員。

倉田議員、今回の議案の範囲内での質疑をお願いいたします。

○16番（倉田利奈） 今、事後保全を道路パトロールとかでやっていくということなんですけれども、やはりこれ、本当に全国的に見て、陥没によって、すごく大けがをされたりとか、そういうことが起こっているわけなんですけれども、先ほど、土管があるかどうか、その辺の点検もしないと、もう事後保全しかないということではなかったですか。

○議長（杉浦辰夫） もう一度言います。倉田議員、あくまでも今回は、損害賠償額の決定についての議題になっていきますので、範囲を越えていると思いますので、ほかに質疑があれば、お願いいたします。

ほかに質疑はないですか。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（杉浦辰夫） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第66号 損害賠償額の決定について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

○議長（杉浦辰夫） 日程第3 議案第67号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第9回）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） それでは、議案第67号 令和2年度一般会計補正予算（第9回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ62万5,000円を追加し、補正後の予算総額を227億4,591万7,000円といたすものであります。

20ページをお願いいたします。

歳入歳出の順番が前後いたしますが、初めに歳出について申し上げます。

8款2項1目生活道路新設改良費は、議案第66号に関連し、市道渡船場線における道路陥没事故において、名古屋鉄道株式会社に対する損害賠償金として、62万5,000円を計上いたすものであります。

18ページにお戻りをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

20款4項4目雑入は、今回の損害賠償金は加入する保険により補填されることから、道路賠償責任保険保険金として62万5,000円を計上いたすものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） これより質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（杉浦辰夫） 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（杉浦辰夫） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第67号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第9回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

○議長（杉浦辰夫） 日程第4 意見案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

11番、北川広人議員。

[11番 北川広人 登壇]

○11番（北川広人） 御指名をいただきましたので、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）につきまして、提案説明をさせていただきます。

なお、案文の朗読をもって説明に代えさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）。

未来を担う子供たちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では、子供たちの健全育成に向けて日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など、子供たちを取り巻く教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子供も多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。

昨年度、文部科学省は、1,920人の定数改善を示した。しかし、少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、不十分なものであった。現在、小学校では新学習指導要領が全面实施となり、外国語教育については、学習内容や授業時数の増加により、子供たちや学校現場の負担となっているという声大きい。子供たち一人一人への指導の充実のためには、専門的な知識や指導方法を身につけた小学校英語専科教員の全校配置が必要である。また、少人数学級は、地域・保護者からも一人一人の子供にきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積す

る課題に対応し、全ての子供たちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子供たちが全国どこに住んでいても機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって、貴職においては、来年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日、愛知県高浜市議会。

なお、提出先につきましては、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。よろしくお願いをいたします。

〔11番 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 討論もないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、意見案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（杉浦辰夫） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。市長挨拶。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

令和2年9月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

去る9月1日から本日25日までの25日間にわたり、私どものほうから提案をさせていただきました同意1件、議案13件及び認定8件につきまして、全案件とも原案のとおり御同意、御可決あるいは御認定を賜り、報告2件につきましてもお聞き取りを賜り、ありがとうございました。御審議の過程でいただきました御意見・御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきます。

議員の皆様には、一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） これをもって、令和2年9月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る9月1日開会以来、本日までの25日間の長期間にわたり、議員各位には、終始御熱心に審議をしていただきまして、誠にありがとうございました。本日、ここに、その全案件を議了いたし閉会の運びとなりましたことに対し、厚くお礼を申し上げ、閉会の言葉といたします。

午前11時56分閉会
